

市第78号議案

公会堂及びスポーツ施設の指定管理者の指定

次のように公会堂及びスポーツ施設の指定管理者を指定する。

令和3年12月7日提出

横浜市長 山中竹春

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市青葉公会堂及び横浜市青葉スポーツセンター	東京都品川区東品川4丁目10番1号	コナミスポーツ・東急コミュニケーション共同事業体 代表者 コナミスポーツ株式会社 代表取締役社長 有坂 順一	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
横浜市栄公会堂及び横浜市栄スポーツセンター	中区尾上町6丁目81番地	横浜市スポーツ協会・KPB・さかえ区民活動支援協会共同事業体 代表者 公益財団法人横浜市スポーツ協会 会長 山 口 宏	同

提 案 理 由

横浜市青葉公会堂等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

参 考

**コナミスポーツ・東急コミュニティー共同事業体の構成
員**

- 1 東京都品川区東品川 4 丁目 10 番 1 号

コナミスポーツ株式会社

代表取締役社長 有坂 順一

- 2 東京都世田谷区用賀 4 丁目 10 番 1 号

株式会社東急コミュニティー

代表取締役社長 雑賀 克英

**横浜市スポーツ協会・KPB・さかえ区民活動支援協会
共同事業体の構成員**

- 1 中区尾上町 6 丁目 81 番地

公益財団法人横浜市スポーツ協会

会長 山口 宏

- 2 東京都千代田区神田小川町 1 丁目 2 番地

株式会社ケイミックスパブリックビジネス

代表取締役社長 橋本 鉄司

- 3 栄区桂町 279 番地の 29

特定非営利活動法人さかえ区民活動支援協会

理事長 片岡 喜久江

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(第7項から第11項まで省略)